

愛玩動物看護師法施行規則等の公布について

令和 3 年 10 月 29 日（金）

愛玩動物看護師法の施行に向け、「愛玩動物看護師法施行規則」、「愛玩動物看護師養成所指定規則」、「愛玩動物看護師法に基づく指定登録機関に関する省令」、「愛玩動物看護師法第31条第1号の規定に基づき農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を定める件」及び「愛玩動物看護師法附則第2条第1号イ及びロの規定に基づき農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を定める件」を本日公布しましたので、お知らせいたします。

1. 概要

愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）は令和元年6月28日に公布され、令和4年5月1日に施行されます。愛玩動物看護師法の円滑な施行に向け、今般、同法に係る省令及び告示を新たに制定いたしました。

※ 愛玩動物看護師法の内容については、以下の環境省ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/kangoshi/index.html>

2. 省令・告示の内容

別添資料1～5をご参照ください。

3. 施行期日

公布：令和3年10月29日

施行：令和4年5月1日（一部公布日施行）

4. パブリックコメントの結果

令和3年8月19日（木）から同年9月17日（金）までの間、愛玩動物看護師法に係る省令案・告示案の概要に対する意見募集（パブリックコメント）が実施されました。結果については、以下のウェブサイトをご参照ください。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195210029&Mode=1>

5. 別添資料

別添1 愛玩動物看護師法施行規則

別添2 愛玩動物看護師養成所指定規則

別添3 愛玩動物看護師法に基づく指定登録機関に関する省令

別添4 愛玩動物看護師法第31条第1号の規定に基づき農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を定める件

別添5 愛玩動物看護師法附則第2条第1号イ及びロの規定に基づき農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を定める件

※ 別添資料は、<https://www.env.go.jp/press/110140.html> をご参照ください。

環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室

代 表 03-3581-3351

室 長 野村 環 （内線6651）

補 佐 田村 努 （内線6652）

補 佐 鈴木 莉恵子（内線6419）

係 長 尾崎 由布子（内線7414）